

平成27年7月16日

建設工事における社会保険等未加入対策について

下松市契約監理課

下松市及び下松市上下水道局発注の建設工事における社会保険等未加入対策について、下記の通り実施することとしましたのでお知らせします。

1. 「社会保険等」とは

雇用保険、健康保険、厚生年金保険をいう。

2. 社会保険等未加入業者とは

経営事項審査の結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」および「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合に社会保険等未加入業者と見なします。(3つの欄すべてが「有」または「除外」の場合に加入業者と見なします。)

3. 平成27・28年度建設工事競争入札参加資格申請業者の取扱い

社会保険等の加入の有無については資格要件とせずに登録を行なっていますが、平成28年4月1日以降に公告する条件付一般競争入札の入札参加条件に「社会保険等に参加している者であること。」を追加し、社会保険等未加入業者は参加することは出来ません。

指名競争入札については参加出来ます。

4. 平成28年度中における社会保険等加入の確認方法について

原則として、経営事項審査の結果通知書により確認します。

5. 平成29・30年度建設工事競争入札参加資格審査申請での取扱い

社会保険等の加入の有無を入札参加要件とし、加入していなければ登録を行わない予定です。

【お問い合わせ先】

契約監理課技術監理係

0833 - 45 - 1813